

令和七年十月三十一日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質二一九第九号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 木 原 稔

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員平岩征樹君提出幹部自衛官の充足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平岩征樹君提出幹部自衛官の充足に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の「幹部自衛官」の「階級別・職場別（司令部勤務や艦艇勤務等）の離職率」に係る統計はとっていないが、「幹部自衛官の離職率」、離職するに至った経緯等について把握した上で、民間企業の専門的知見、「幹部自衛官」に対するヒアリング等を踏まえ、処遇や勤務環境の改善など、中途退職者数を減少させるために有効であると考えられる施策を実施している。

二について

お尋ねの「類似制度の自衛隊への導入」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省においては、全国各地に所在する自衛隊の駐屯地・基地等に必要な人員を配置するため、広域的な人事異動が必要であると考えている。その上で、広域的な人事異動に際して、自衛官本人やその家族の事情に最大限配慮した調整を行っている。また、広域的な人事異動の発令を受けた自衛官には広域異動手当を支給しているほか、作戦の遂行に当たった環境等が大きく異なる不慣れな地域に異動した自衛官に対して支給する手当として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）別

表第五に規定する作戦環境等順応手当を新設したところである。

三について

御指摘の「防衛省本省内部部局に勤務する自衛官」の「課業時間外の勤務時間」については、既存業務の廃止を含めた業務の見直しなどを行うことにより、その削減に努めているところである。また、内閣総理大臣を議長とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、令和六年十二月二十日に取りまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において、自衛官の勤務の実態等を踏まえ、「自衛官の俸給表を令和十年度に改定することを目指す」こととしている。